

羽島市新庁舎建設工事設計業務委託 プロポーザル実施要領

1 趣旨

羽島市本庁舎は、昭和34年3月の竣工から58年以上が経過している。平成7年の阪神淡路大震災後に実施した、耐震診断の結果（最小I s 値0.32）にも関わらず、抜本的な耐震補強工事を実施しないまま現在に至っているため、施設全体及び給排水・空調設備や電気設備が老朽化していること、7つの庁舎に分散しており、どの庁舎も手狭であること、バリアフリーが不十分であることなど様々な問題を抱えている。

さらに、東日本大震災及び熊本地震を教訓として、大規模災害や頻発する集中豪雨などの災害にも対応するためには、市の防災拠点としての十分な危機管理機能を有する庁舎の必要性を再認識した。

このようなことから、平成28年度に再度耐震診断を実施し、その診断結果（最小I s 値0.24）から、現庁舎の抱える多くの課題・問題点を踏まえ、現本庁舎を耐震補強して今後も市役所庁舎として継続使用できるかどうかを含む、現本庁舎の「今後の方向性」を諮ることを主旨として専門分野の学識者の方で構成された「羽島市庁舎検討委員会」を設置した。当委員会において計5回の検討会議を重ね、本年7月に現本庁舎を庁舎として使用せず、「現敷地内に新庁舎を建設する」ことが最良との答申をいただいたところである。

本プロポーザルは、このような経緯を踏まえ、羽島市新庁舎建設工事設計業務委託の事業者を選定するにあたり、柔軟かつ高度な発想力・設計能力、豊富な経験等を有する事業者を選定するために実施するものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

羽島市新庁舎建設工事設計業務委託

(2) 業務内容

羽島市新庁舎建設工事に係る基本構想、基本計画、基本設計及び実施設計業務

(3) 履行期間

契約締結の翌日から平成31年7月31日まで

(4) 契約限度額

250,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 選定方式

公募型プロポーザル

3 事業計画の概要

(1) 建設予定地

羽島市竹鼻町55番地

(2) 敷地面積

21,774.3m²

(3) 地域地区等

- ・用途地域 市街化区域（第二種住居地域）
- ・建ぺい率 60%
- ・容積率 200%

(4) 整備方針

別紙「羽島市新庁舎建設に関する基本的な考え方」による

(5) 延床面積

約10,000㎡

(6) 概算工事費

40～50億円程度（庁舎工事費のみ）

(7) 担当部局（事務局）

羽島市総務部管財課

住 所 〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地

電 話 (058) 392-1119

F A X (058) 392-1152

e-mail kanzai@city.hashima.lg.jp

4 受託者の選定

本業務の選考は、代表企業枠と市内企業枠を設け、設計共同企業体の組成を条件として、次の方法により実施する。

- (1) 代表企業枠参加者のうち5(1)の参加資格要件を満たす者に対し第一次審査を行い、第一次審査選定者に対し企画提案書の提出を求め、プロポーザル審査委員会により第二次審査を行い、最優秀者を選定する。
- (2) 市内企業枠は、5(2)の参加資格要件を満たす全ての市内企業枠参加者とする。
- (3) 最優秀者に選定された代表企業枠参加者は、自らの判断により、市内企業枠候補者の中から1者以上を選定し、設計共同企業体を組成するものとする。また、市内企業枠により選定された構成員の出資比率は、10%以上（2者以上を選定した場合は、1者当たり5%以上）とする。
- (4) 市は、組成された設計共同企業体と当該業務に係る委託契約を締結する。

5 参加資格要件

(1) 代表企業枠の参加資格要件

- ① 本告示日において、羽島市契約規則（昭和39年羽島市規則第6号）第21条第2項に基づいて調製した羽島市指名競争入札参加者名簿の「建築設計」に登録されていること。
- ② 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- ③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項のほか、客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のアからオまでの要件に該当する者でないこと。
 - ア．会社再生法(平成14年法律第154号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - イ．民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - ウ．破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

工. 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
オ. 銀行取引停止処分がなされている者

④ 参加意向申出書及び企画提案書の提出の日から契約締結までの間において、羽島市競争入札参加資格停止の措置要領(平成19年9月25日決裁)に基づく資格停止期間がないこと。

⑤ 次のアからオの要件に該当する者でないこと。

ア. 役員等(参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該プロポーザルに参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者

イ. 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ. 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどをしたと認められる者

エ. 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ. 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

⑥ 平成18年4月以降に単体企業又は共同企業体の代表構成員として、平成21年度国土交通省告示第15号別添二の建築物類型のうち、第四号第2類に分類される施設で、延床面積8,000㎡以上の施設の新築工事に係る建築設計業務受託実績を有し、本告示日において当該設計業務が完了している実績のある者であること。

⑦ 単体企業であること。

(2) 市内企業枠の参加資格要件

① 本告示日において、羽島市内に本店を有し、羽島市契約規則(昭和39年羽島市規則第6号)第21条第2項に基づいて調製した羽島市指名競争入札参加者名簿の「建築設計」に本店で登録されていること。

② 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項のほか、客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のアからオまでの要件に該当する者でないこと。

ア. 会社再生法(平成14年法律第154号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

イ. 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

ウ. 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

エ. 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者

オ. 銀行取引停止処分がなされている者

④ 本告示日から契約締結までの間において、羽島市競争入札参加資格停止の措置要領(平成19年9月25日決裁)に基づく資格停止期間がないこと。

⑤ 次のアからオの要件に該当する者でないこと。

ア. 役員等(参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該プロポーザルに参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者

イ. 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ. 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

エ. 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ. 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

⑥ 単体企業であること。

6 業務実施上の条件

本業務の実施に当たって、設計共同企業体を組成する代表企業は、次の各号のいずれも満たさなければならない。

- (1) 管理技術者(※1)は、一級建築士であること。
- (2) 管理技術者及び意匠主任担当技術者は、提出者の組織に所属していること。
- (3) 管理技術者が記載を求める各主任担当技術者を兼任していないこと。また、記載を求める意匠主任担当技術者が、記載を求める他の分担業務分野の主任担当技術者を兼任していないこと。
- (4) 意匠業務は再委託しないこと。
- (5) 委託条件として、設計にあたっては、市と綿密な打ち合わせを行い、十分意見を反映した設計とすること。

※1「管理技術者」とは、「設計業務等委託契約約款」第9条の定義による。

※2「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

7 参加意向申出書及び企画提案書の提出方法等

(1) 参加意向申出書の提出

① 代表企業枠参加者

| | | |
|---------|--------------------------|----|
| ア. 提出期限 | 平成29年12月20日(水)17時00分(必着) | |
| イ. 提出先 | 3(7)の担当部局に同じ | |
| ウ. 提出書類 | 代表企業参加意向申出書(様式1-1) | 2部 |
| | 事務所の同種・類似業務実績調書(様式2) | 2部 |
| | 事務所の実施体制調書(様式3-1) | 2部 |
| | 管理技術者の経歴調書(様式4) | 2部 |

| | |
|--------------------|-----|
| 各主任担当技術者の経歴調書（様式5） | 2部 |
| 市内企業への出資比率調書（様式6） | 2部 |
| 各調書に係る証明資料 | 各2部 |

- ・一級建築士事務所の登録の写し
- ・事務所の業務実績を証明する資料(それぞれの実績ごと)
- ・各技術者の業務実績を証明する資料(実績のうち1件)
- ・各技術者の資格の写し
- ・雇用を証明する資料（労働者名簿又は雇用保険）の写し

※提出書類については、全てA4判(縦向き・片面)の用紙を使用し、横書き左綴じとする。なお、ファイル等には綴じ込まないこと。

エ. 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便とし期限までに到着するよう発送すること。）

オ. その他 参加資格の確認を行い、その結果を書面により通知する。

② 市内企業枠参加者

ア. 提出期限 平成29年12月20日（水）17時00分（必着）

イ. 提出先 3(7)の担当部局に同じ

| | | |
|---------|--------------------|-----|
| ウ. 提出書類 | 市内企業参加意向申出書（様式1-2） | 2部 |
| | 事務所の実施体制調書（様式3-2） | 2部 |
| | 調書に係る証明資料 | 各2部 |

- ・一級建築士事務所の登録の写し
- ・一級建築士の免許証の写し
- ・雇用を証明する資料（労働者名簿又は雇用保険）の写し

※提出書類については、全てA4判(縦向き・片面)の用紙を使用し、横書き左綴じとする。なお、ファイル等には綴じ込まないこと。

エ. 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便とし期限までに到着するよう発送すること。）

オ. その他 参加資格の確認を行い、その結果を書面により通知する。

(2) 企画提案書の提出（代表企業枠参加者のみ）

ア. 提出期限 平成30年2月2日（金）17時00分（必着）

イ. 提出先 3(7)の担当部局に同じ

| | | |
|---------|---------------------|-----|
| ウ. 提出書類 | 企画提案書（様式7, 7-1～7-5） | 10部 |
| | 参考見積書（任意様式） | 2部 |

エ. 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便とし期限までに到着するよう発送すること。）

オ. その他 要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。

(3) 質問書の提出

① 参加意向申出書等に関する質疑の受付

ア. 提出期限 平成29年12月11日（月）17時00分（必着）

イ. 提出先 3(7)の担当部局に同じ

| | | |
|---------|----------|----|
| ウ. 提出書類 | 質問書（様式8） | 1部 |
|---------|----------|----|

- エ. 提出方法 メール、ファクシミリ、持参若しくは郵送
(なお、持参以外の場合は、到着確認を行うこと。)
- オ. 質疑回答 平成29年12月15日(金)17時00分までにホームページ上において、
「質疑と回答」を掲載する。
なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。
- ② 企画提案書等に関する質疑の受付
- ア. 提出期限 平成30年1月12日(金)17時00分(必着)
- イ. 提出先 3(7)の担当部局に同じ
- ウ. 提出書類 質問書(様式8) 1部
- エ. 提出方法 メール、ファクシミリ、持参若しくは郵送
(なお、持参以外の場合は、到着確認を行うこと。)
- オ. 質疑回答 平成30年1月19日(金)17時00分までにホームページ上において、
「質疑と回答」を掲載する。
なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

8 提出書類一覧

| 提出書類 | 様式等 | 提出部数 | 提出期限 |
|-------------|----------------------|------|-----------------------------------|
| 代表企業 参加者 | 代表企業参加意向申出書(様式1-1) | 2部 | 平成29年12月20日(水) |
| | 事務所の同種・類似業務実績調書(様式2) | 2部 | |
| | 事務所の実施体制調書(様式3-1) | 2部 | |
| | 管理技術者の経歴調書(様式4) | 2部 | |
| | 各主任担当技術者の経歴調書(様式5) | 2部 | |
| | 市内企業への出資比率調書(様式6) | 2部 | |
| | 各調書に係る証明資料 | 2部 | |
| | 企画提案書(様式7, 7-1~7-5) | 10部 | 平成30年2月2日(金) |
| | 参考見積書(任意様式) | 2部 | |
| 市内企業 参加者 | 市内企業参加意向申出書(様式1-2) | 2部 | 平成29年12月20日(水) |
| | 事務所の実施体制調書(様式3-2) | 2部 | |
| | 調書に係る証明資料 | 2部 | |
| 共通 | 質問書(様式8) | 1部 | ①平成29年12月11日(月) ②平成30年1月12日(金) |

※なお、各書類の作成にあたっては、別添資料の「羽島市新庁舎建設設計業務委託提出書類作成要領」を参照すること。

9 スケジュール

| | | 内 容 | 日 時 等 |
|--------------|----------|---------------------------------|-----------------------------------|
| 第一次審査 | 参加意向申出書等 | 実施要領等の配布 | 平成29年12月4日（月）～ 平成29年12月20日（水） |
| | | 参加意向申出書等に関する質疑の受付 （第1回質疑の受付） | 平成29年12月4日（月）～ 平成29年12月11日（月） |
| | | 質疑への回答 | 平成29年12月15日（金） |
| | | 参加意向申出書等の提出期限 | 平成29年12月20日（水） |
| | | 第一次審査 | 平成29年12月21日（木）～ 平成29年12月26日（火） |
| | | 結果発表（公表・通知） | 平成29年12月28日（木） |
| 第二次審査 | 企画提案書等 | 企画提案書等に関する質疑の受付 （第2回質疑の受付） | 平成29年12月29日（金）～ 平成30年1月12日（金） |
| | | 質疑への回答 | 平成30年1月19日（金） |
| | | 企画提案書等の提出期限 | 平成30年2月2日（金） |
| | | 第二次審査（プレゼンテーション） | 平成30年2月中旬 |
| | | 結果発表（公表・通知） | 平成30年2月中旬～下旬 |
| 設計共同企業体の組成期限 | | 平成30年2月下旬 | |
| 契約締結 | | 平成30年2月下旬～3月上旬 | |

10 審査方法

(1) 第一次審査

- ①実施日 平成29年12月21日（木）～平成29年12月26日（火）
- ②第一次審査選定者 4者程度選定
- ③審査結果通知書 平成29年12月28日（木）に発送

(2) 第二次審査

- ①実施日 平成30年2月中旬
- ②実施会場 羽島市役所本庁舎 4階第一会議室（羽島市竹鼻町55番地）
- ③対象者 第一次審査選定者（4者程度）
- ④実施方法 プレゼンテーション、ヒアリングによる最終審査
- ⑤実施内容 企画提案書による説明を実施し、その後審査員が質疑を行う。時間は1者50分程度（説明35分／質疑15分）
- ⑥出席者 説明者は当設計を担当する管理技術者とし、出席者は3人以内とする。
- ⑦結果通知 平成30年2月中旬～下旬
 ※提出された企画提案書が特定された者に対しては、その旨を書面（特定通知書）により通知する。
 ※提出された企画提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）について書面（非特定通知書）をもって通知する。
- ⑧その他 日時等詳細については、別途通知する。

1.1 評価基準

評価基準は次のとおりとする。

① 第一次審査

| 評価項目 | | 評価の着目点 | | | | 評価点 |
|-------|--------------|-------------------------------|---|----------------|------------------------------|------|
| | | 判断基準 | | | | |
| 第一次審査 | (1)事務所の評価 | 技術職員数 | 技術職員数を評価する (21人以上の場合は、満点とする) | | | 30点 |
| | | 有資格者数 | 有資格者数を評価する (21人以上の場合は、満点とする) | | | |
| | | 同種－類似業務の実績 | 実績の種類－規模－件数について評価する | | | |
| | (2)配置技術者の資格 | 専門分野の技術者資格 | 各担当分野について、資格の内容を資格表により評価する | 主任技術者 | 建築（意匠） 構造 電気設備 機械設備 | 30点 |
| | (3)配置技術者の技術力 | 同種又は類似業務の実績（実績の有無及び件数、携わった立場） | 次の順で評価する ①同種業務の実績がある ②類似業務の実績がある（上記①、②に加え携わった立場も評価する） | 管理技術者 主任技術者 | 建築（意匠） 構造 電気設備 機械設備 | 30点 |
| | (4)地域経済への貢献 | 市内企業の活用 | 代表企業として設計共同体を組成する際の市内企業の出資比率を評価する | | | 10点 |
| | 計 | | | | | 100点 |

②第二次審査

業務実施方針については、概ね前述のような内容の提案を求め、提案者の積極性や計画の妥当性等を評価する。

| 評価項目 | 評価の着目点 | | 評価点 | | |
|-------|--|---------------------------|--|-----------------------|-------------------|
| | | 判断基準 | | 合計 | |
| 第二次審査 | 業務実務方針及び手法 (評価にあたっては企画提案書の内容及びヒアリングの結果により総合的に判断を行う) | 業務の取組姿勢及び実施体制 | 業務内容の理解度が高く、取組姿勢に積極性が見られる場合に優位に評価する。また、業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。 | 15点 | 700点 (100点×7人) |
| | | 市民意見の聴取方法 | 設計業務の期間中における市民への意見聴取や市民参加の方法、考え方等について、その的確性、実現性等を総合的に評価する。 | 15点 | |
| | | 総合窓口のあり方、執務空間のあり方 | 各課題について、その的確性（諸条件との整合性が取れているか等）、独創性(工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等)、実現性(提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等)を考慮して総合的に評価する。 | 各課題 20点 (合計60点) | |
| | | 現敷地内での新庁舎の建設方針 | | | |
| | | 環境負荷低減及び建築コスト削減等に配慮した建築計画 | | | |
| | | 見積額 | | | |

- (1) 業務の取組姿勢及び実施体制については、計画策定業務、設計業務の進め方(取組方針、品質確保など)、業務実施体制の配慮事項、その他の業務実施上の配慮事項を簡潔に記述すること。
- (2) 企画提案書に挙げられる課題については、その的確性、独創性、実現性を評価する。企画提案書等の作成にあたっては「羽島市新庁舎検討委員会資料」に留意して作成すること。

1 2 プロポーザル審査委員会

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行う。

羽島市新庁舎建設工事設計業務委託 プロポーザル審査委員会

＜委員構成＞

学識経験者 4名

市職員 3名

1 3 契約について

- (1) 審査委員会により最優秀者に選定された代表企業枠参加者は、自らの判断により、市内企業枠候補者の中から1人以上を選定し、設計共同企業体を組成し、設計共同企業体協定書を締結する。
- (2) 市は、上記の設計共同企業体と業務委託契約書を締結する。
 - ①契約日 平成30年2月下旬～3月上旬（予定）
 - ②履行期限 基本構想・基本計画業務 平成30年6月30日まで
基本設計業務 平成30年11月30日まで
実施設計業務 平成31年7月31日まで
- (3) 契約金額の支払いについては、各業務の単価契約とするため、各業務完了後の検査に合格したときに請求することができる。

1 4 プロポーザルの取扱い

- (1) 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- (2) 提出されたプロポーザルは、公正性、透明性を期すために、関連規定等に基づき公開することがある。
- (3) 提出されたプロポーザルについては、特定者選定後、今後の業務の参考に資するためプロポーザル提出者のうち希望者に対し、所定の期間、提出された全プロポーザルについて閲覧に供する。
- (4) 提出された書類は、評価に必要な範囲において無償で複製を作成することができるものとし、設計者を選定する以外の目的には、参加者に断りなく使用しない。
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) プロポーザルに参加することにより生じる費用は、すべて参加者の負担とする。

1 5 失格条件

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格となる場合がある。

- (1) 提出書類の作成及び留意事項、提出方法、提出期限を遵守しない場合。
- (2) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- (3) 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。
- (4) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられている場合。
- (5) この要領に定める手続き以外の方法により、選定委員又は関係者と直接、間接を問わず連絡を求めた場合。
- (6) ヒアリング時に提案チームの担当者以外の者が出席した場合。
- (7) 虚偽の内容が記載されている場合。

16 その他

- (1) プロポーザルに記載した配置予定の技術者は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き変更することはできないものとする。
- (2) プロポーザルの作成のために羽島市において作成した資料は、羽島市の了解なく公表及び使用することはできないものとする。
- (3) プロポーザルは最適な設計者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (4) プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとする。
- (5) その他、この実施要項に定められていないことについては、羽島市プロポーザル方式による契約手続に関する実施要領により取り扱うものとする。